

平成 28 年 度

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

平成28年度東京都一般会計

区	分	金	額
1	歳入総額		6,779,695,476,149 ^円
2	歳出総額		6,598,877,271,623
3	歳入歳出差引額		180,818,204,526
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	30,901,947,000
		(3) 事故繰越し繰越額	908,506,000
		計	31,810,453,000
5	実質収支額		149,007,751,526
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
36,633,940,000円	—	31,810,453,000円
		＝
		4,823,487,000円

平成28年度東京都特別区財政調整会計

区	分	金	額
1	歳入総額		987,804,199,000 ^円
2	歳出総額		987,804,199,000
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都地方消費税清算会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1,995,283,562,924 ^円
2	歳 出 総 額	1,804,027,136,598
3	歳 入 歳 出 差 引 額	191,256,426,326
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	191,256,426,326
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

平成28年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	749,873,217 ^円
2	歳 出 総 額	0
3	歳 入 歳 出 差 引 額	749,873,217
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	749,873,217
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

平成28年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		5,032,974,969 ^円
2	歳出総額		3,149,085,501
3	歳入歳出差引額		1,883,889,468
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		1,883,889,468
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都心身障害者扶養年金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		5,194,487,538 ^円
2	歳出総額		5,194,482,538
3	歳入歳出差引額		5,000
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		5,000
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		6,373,942,334 ^円
2	歳出総額		4,653,292,489
3	歳入歳出差引額		1,720,649,845
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		1,720,649,845
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		98,480,982 ^円
2	歳出総額		62,016
3	歳入歳出差引額		98,418,966
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		98,418,966
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		133,968,023 ^円
2	歳出総額		18,307,800
3	歳入歳出差引額		115,660,223
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		115,660,223
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都と場会計

区	分	金	額
1	歳入総額		5,753,580,334 ^円
2	歳出総額		5,753,580,334
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都都営住宅等事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		163,783,064,861 ^円
2	歳出総額		162,013,751,777
3	歳入歳出差引額		1,769,313,084
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	131,911,000
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	131,911,000
5	実質収支額		1,637,402,084
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
13,143,000,000円	—	131,911,000円
	＝	13,011,089,000円

平成28年度東京都都営住宅等保証金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		8,554,582,902 ^円
2	歳出総額		3,081,879,502
3	歳入歳出差引額		5,472,703,400
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		5,472,703,400
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都都市開発資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		7,599,529,538 ^円
2	歳出総額		7,599,529,538
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都用地会計

区	分	金	額
1	歳入総額		15,751,535,196 ^円
2	歳出総額		8,216,257,851
3	歳入歳出差引額		7,535,277,345
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	58,000
		(3) 事故繰越し繰越額	10,400,000
		計	10,458,000
5	実質収支額		7,524,819,345
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
18,458,000円	10,458,000円	8,000,000円

平成28年度東京都公債費会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,306,497,789,008 ^円
2	歳出総額		1,306,497,789,008
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

平成28年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		9,796,405,566 ^円
2	歳出総額		5,230,548,634
3	歳入歳出差引額		4,565,856,932
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	631,253,000
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	631,253,000
5	実質収支額		3,934,603,932
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
631,253,000円	—	631,253,000円 = 0円